

1月1日から3月31日までに転出した場合

現年度 (みよし市で課税)						翌年度 (転出先市区町村で課税)		
仮徴収			本徴収			翌年度の仮徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月	翌4月	翌6月	翌8月
転出後も8月までは継続して徴収されます。			10月以降は普通徴収に切り替わるため、市役所から送付される納税通知書等で納付していただきます。			転出先市区町村で普通徴収で課税されます。		

4月1日から12月31日までに転出した場合

現年度 (みよし市で課税)						翌年度 (転出先市区町村で課税)		
仮徴収			本徴収			翌年度の仮徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月	翌4月	翌6月	翌8月
転出後も2月までは継続して徴収されます。						転出先市区町村で普通徴収で課税されます。		